

○財務省告示第三百十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十六年九月二十二日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年十月九日

財務大臣 麻生 太郎

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第四十
四回）
- 二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項
- 三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）
- 四 発行方法 各申込みのうち応募価格の高い
- 五 募入決定の
イ 方法 価格競争

八 最低額面金
 九 振替単位
 十 発行日
 十一 発行価格
 十二 入札発行競争
 十三 国債市場
 十四 特別参加
 十五 者・第 I
 十六 非価格競争
 十七 争入札発行
 十八 行利率
 十九 経過利率
 二十 の払込み

五万円

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 の整数倍の金額によるものと
 する。
 平成二十六年九月二十二日

額面金額の総額 $\times \frac{1.7}{100} \times \frac{2}{365}$
 銭 額 以上 金額 百円 につき 百円 二十五
 銭 額 以上 金額 百円 につき 百円 二十
 銭 額 以上 金額 百円 につき 百円 十
 銭 額 以上 金額 百円 につき 百円 五

(一) 年一・七パーセント
 は、払込金額に加え、次の算式
 により算出した金額を第二十
 号に規定する期日に払い込む
 ものとす。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収されるに
 ものとして振替口座簿中の口
 座に記載又は記録されるもの
 により算出した金額から該金
 額に百分の二十・三・五を乗
 じた金額(ただし、取得する者
 を発行時において取得する者

十四 初期利子

が非居住者又は外国法人である
る場合には、前記(一)の算式に
より算出した金額に当該非居
住者又は外国法人が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額)を控除することができる。

平成二十七年三月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。

十六 償還金

平成五十六年九月二十日
額面金額百円につき百円

十七 償還金

日本銀行

十八 払場所

財務大臣から通知を受けた者

十九 入札参加

平成二十六年九月二十二日

二十 払込期日